

新型コロナウイルス感染症の感染確認及びその後の対応フローについて（危機管理対策本部）

学生・教職員

毎日、登学・出勤前には検温を行い、神戸学院大学体温・風邪症状チェック表に記録する

【登学又は出勤の基準】
で登学・出勤禁止の場合

- ①体調不良の方
- ②濃厚接触者としての可能性がある方等

息苦しさ（呼吸困難）・強いだるさ（倦怠感）・高熱等のいずれか強い症状のある方、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く方・重症化しやすい方（4日以上続く方や解熱剤の服用が続く方は必ず相談）

医療機関

帰国者・接触者相談センター

検査対象ではない場合

検査の必要がある場合

感染がない場合（陰性）

指定医療機関を受診

自宅にて経過観察

保健所

- ・総合的な対応について
兵庫県（総合相談窓口）
TEL：078-362-9980（専用ダイヤル）
24時間受付
- 神戸市新型コロナウイルス専用健康相談窓口
TEL：078-322-6250（専用ダイヤル）
24時間受付
- ・感染の疑いがある場合
帰国者・接触者相談センター（神戸市）
TEL：078-322-6829（専用ダイヤル）
24時間受付

大学

大学に連絡（078-974-1551）

学生：学生支援センター、教職員：人事部

総務部（危機管理対策本部）

広報部等、各部署に
対応指示

保健所から消毒命令

あり

なし

管財グループ

保健所からの消毒命令に従い施設を消毒（学内の委託者へ作業を依頼予定）

※保健所が必要と判断した場合、消毒の範囲、使用する薬剤と方法は命令を受けて実施することになります。

保健所による消毒を実施する場合があります。

感染が認められた場合（陽性）

保健所からの指示

報告

文部科学省高等教育局私学部私学行政課
TEL：03-6734-2527、03-5253-4111

医師が所管の保健所に連絡

保健所が感染者の行動履歴や濃厚接触者を調査【積極的疫学調査】
⇒感染症法に基づく調査

保健所が職場の消毒の必要性があると判断した場合、消毒命令を文書で通知（感染症法）

【各部署が準備すること】

保健所が「積極的疫学調査」を実施する場合があります。調査があれば対応をお願いします。

- ①各部署は、座席表を準備してください。
- ②濃厚接触者のリストを作成してください。

・出入り業者が対象の場合は提出を依頼

飛沫感染対応：患者の勤務状況、最終出勤日、行動履歴の確認や勤務先等の見取り図などにより、フロア一の様況、座席の配置等を確認して濃厚接触者が決定されます。
接触感染対応：消毒用アルコール又は次亜塩素酸ナトリウム液等による不特定多数が触れる場所（ドアノブやスイッチ等）の消毒について指導があります。

→【登学又は出勤の基準について】（大学ホームページ掲載）

（青字が前回からの変更箇所）

①まず、体調不良（咳・発熱・節々の痛み・全身倦怠感（だるさ）・下痢・嗅覚異常・味覚異常等）の方は、登学又は出勤を控えてください。併せて、外出を控え、④にあるように症状及び毎朝に加えて夕方など1日2回以上体温を計測して記録し、症状に応じて必要と考えた場合は医療機関を受診してください。感染症では、午前中に熱が下がっても午後から発熱することがありますので、朝に発熱がなくても注意が必要です。待機開始時には十分な食料・水などを準備し、生命の維持のため等やむを得ない場合以外は自宅など待機場所にとどまってください。

①に該当する場合の登学又は出勤を控える期間は次のとおりです。

- ・症状が出現してから、8日を経過するまで、かつ
- ・薬を使わない状態で全ての症状がおさまり、3日を経過するまで（すなわち上記の症状について、風邪薬や解熱薬を使わずに症状がなくなった日から3日を経過するまで）

（インフルエンザと診断された方は、発症後5日を経過かつ解熱後2日を経過するまで）

期間を過ぎれば、登学又は出勤が可能です。また、登学・出勤後もさらに、4週間はマスクの着用にとり、体調不良の場合は登学・出勤を控えて下さい。

②家族等が新型コロナウイルス感染症に罹患したために、あなたが濃厚接触者として可能性がある場合、あるいはあなたが感染した場合は、医療機関の指示があるまで登学又は出勤を控えてください。なお、保健所等によって濃厚接触者と特定された場合は、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して14日間、登学又は出勤を控えてください。

③海外から入国（帰国）した方は、公共交通機関の使用禁止や14日間待機など検疫官等の指示に従い、症状がないことを確認するまで登学又は出勤を控えてください。

④登学又は出勤前に日頃から体温を測定して「神戸学院大学体温・風邪症状チェック表」で記録をとってください。

※新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者とは
新型コロナウイルス感染症患者において、感染を疑う症状（発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐など）が出た日の2日前から隔離開始までの間、①同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者、②適切な感染防護策なしに診察、看護もしくは介護していた者、③気道分泌物もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者、④手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策がないまま、15分以上の接触や近づくことがあった者（医療機関が総合的に判断）。

（参考）国立感染症研究所「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」、文部科学省「児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）」

- ①集団感染しやすい3つの条件(換気の悪い密閉空間、人の密集、近距離での会話や発声)が同時に重なる場所を避けるため、人の密集をできる限り避け、換気の徹底、近距離での会話や発声等の際にはマスクの使用等を行ってください。なお、マスクを入手できない方は、文部科学省が公開している「マスクの作り方の動画」等を参考にして、マスクを作成し使用するようお願いいたします。
 - ・1時間に2回程度、定期的な換気(窓・ドアの開放)を行ってください。
 - ・通学・通勤電車等の公共交通機関の利用に際し、窓開けに協力するようにお願いします。
 - ・できる限り人と人の距離を保持し、来客を含む対面での接触をなるべく避けてください。
 - ・対面の会議や会話等(授業を含む)の際は、大声での会話や可能な限り真正面を避け、人と人の距離をできる限り2mを目安に(最小1m)を確保するようにして、できる限り簡潔に終わるようにしてください。
 - ・会食にあたっては、飛沫感染を防止するため、例えば、座席の間隔を十分に空け、机を向かい合わせにしないことや会話を控えるなどの工夫をお願いします。
- ②手洗い、咳エチケット等に関する以下の基本的な対策を日頃から行ってください。
 - ・バランスのとれた食事、適度な運動、休養、睡眠などで抵抗力を高めていくことに心がけてください。
 - ・常に「30秒程度の手洗い」と「うがい」を習慣づけてください。また、帰宅後は手や顔を洗い、できるだけすぐに着替え、シャワー等を浴びるようにしてください。
 - ・咳やくしゃみが出る時で万が一マスクがない場合はティッシュやハンカチなどで口と鼻を覆って、他人から顔をそらし、2メートル程度はなれるようにしてください。
 - ・咳やくしゃみの際、手で口を覆った場合は、すぐに手洗いをしてください。
 - ・鼻水や唾液などが付いたティッシュなどはビニール袋に入れて密閉して縛り、すぐにゴミ箱に捨てて、その後できる限り手洗いをしてください。
- ③学内の業務委託者の定期清掃では、教室等においては、机、ドアノブ、スイッチ、椅子(背もたれ)等人がよく触れるところ、共用部分および共用施設(トイレ)等においては、ドアノブ、スイッチ、階段の手すり、テーブル、エレベータの押しボタン、トイレの蛇口および流水レバー、便座等人がよく触れるところを学内の業務委託者の定期清掃で拭き取ります。対面で授業を行う際には、教員・学生に授業後に消毒の協力をお願いする場合があります。その場合は、別途お知らせいたします。
- ④学内の業務委託者の定期清掃の対象とならないエリア(事務室・研究室・部室等)は、各自で人がよく触れる部分など可能な範囲で拭き取り・消毒を行ってください。消毒の方法は0.05%の次亜塩素酸ナトリウム液※で消毒後、水拭きをしてください。

※500mlの水にペットボトルのキャップ1杯のハイターを薄めて作れます。使用の際は酸性洗剤と混ぜないでください。手袋をしてください。金属は必ず水拭きしてください。布に噴霧して使用する場合は吸い込まないでください。(ハイター等必要な物品があれば総務グループにお問い合わせください。)

本学の教職員、学生に感染者が生じた場合の措置について

- ・以下のいずれかに該当する場合は、すみやかに帰国者・接触者相談センターにご相談ください。
- ・息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ・重症化しやすい方(※)で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
 - ※高齢者(65歳以上)、基礎疾患(糖尿病、心不全、呼吸器疾患(慢性閉塞性肺疾患など)など)がある方や透析を受けている方、免疫抑制薬や抗がん薬などを用いている方
- ・上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合
 - (症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱薬などを飲み続けなければならない方も同様です。)
- ・感染者に対する不利益な取扱いや差別等の人権侵害は禁止します。
- ・新型コロナウイルス感染症と診断された場合、登学・出勤は禁止となります。
 - ・学生は学生支援センター、教職員は人事部へ必ず連絡してください。療養後、大学に連絡し、「治癒した」旨の診断書を主治医に依頼し提出してください(郵送可)。
 - ・学生は、療養後さらに1週間を自宅待機としてください。
 - ・教職員は、在宅勤務が可能な場合は、療養後さらに1週間を在宅勤務として下さい。以上を確認の上、登学・出勤が可能となります。
- ・治癒後も、再発例が報告されています。療養後4週間はマスクの着用や毎朝の検温等体調管理につとめ、体調不良の場合は登校・出勤を控えて下さい。
- ・消毒作業は保健所の指導に基づいて、実施されます。(作業開始まで日数を要する場合があります。)また保健所の指示に従い、感染防止に努めてください。
- ・消毒を行う箇所について
 - 陽性者等が使用した部屋のパソコン、タブレット、電話、FAX、コピー機などの電子機器、椅子や机、キャビネット、ドアノブ、照明スイッチ、床面や壁など接触したと考えられる箇所。さらに、食堂の椅子やテーブル、会議室の椅子やテーブル、ロッカールームのドアノブや照明スイッチ、階段の手すり、トイレの便座など陽性者等が接触したと考えられる箇所
- ・使用する消毒液及び使用方法
 - 陽性者等の高頻度接触部位は、消毒用アルコール又は0.05%の次亜塩素酸ナトリウム液による清拭で物品等を消毒します。また、陽性者由来の液体(痰、血液、排泄物など)が付着した箇所の消毒については、消毒用アルコールや0.05~0.5%次亜塩素酸ナトリウム液で清拭又は30分間浸漬します。
- ・消毒時に使用する保護具
 - 清掃、消毒を行う際は、手袋、マスク、ゴーグル等の眼を防護するものなどの保護具を着用します。
 - 清拭には使い捨てのペーパータオル、手袋は頑丈で水を通さない材質のものを使用します。
- ・消毒の実施後は、手袋を外した後に流水・石鹸による手洗い、手指消毒用アルコール等による手指の衛生を必ず実施します。